

ヨコハマ国際まちづくり指針

～国際性豊かなまちづくりを目指して～

平成19年3月

横浜市都市経営局国際政策室

目 次

1 指針策定の背景 3
(1) 市内外国人登録者数の推移	
(2) 外資系企業や観光客・国際コンベンションの誘致	
(3) よこはま国際性豊かなまちづくり検討委員会	
(4) 横浜市基本構想（長期ビジョン）	
(5) 横浜市中期計画	
(6) 全国的な「地域における多文化共生」の推進	
2 指針策定の趣旨 5
(1) 策定の目的	
(2) 対象とする外国人について	
(3) 国際政策の方向性	
3 定 義 5
(1) 『国際性豊かなまちづくり』とは	
(2) 『外国人が住みやすいまち』とは	
(3) 『外国人が訪れたいまち』とは	
4 現在の取組概況 6
(1) 横浜市としての取組	
(2) 横浜市国際交流協会の取組	
(3) 市民団体の取組	
5 策定の考え方と特徴 8
(1) 3つの視点からの検討	
(2) 取組主体について	
(3) 取組メニュー一覧について	
6 今後の方向性 8
(1) 推進組織の設置	
(2) 推進組織の役割	
7 取組内容 10
第1部 外国人が住みやすいまちをめざして 10
(1) コミュニケーション支援	
① 情報提供	
② 相談体制	
③ 日本語学習支援	
(2) 生活支援	
① 居 住	

- ② 教 育
- ③ 就 労
- ④ 医療・保健・福祉
- ⑤ 防 災
- ⑥ 案内・表示 <第2部との共通項目>

(3) 多文化共生の地域づくり

- ① 交流・相互理解・日常の地域の支えあい
- ② 外国人市民の自立と社会参画

第2部 外国人が訪れたいまちをめざして

…… 15

(1) 国際性豊かなまちづくりを担う人材の育成

- ① 英語教育
- ② 多言語教育
- ③ 国際感覚の醸成

(2) 活動しやすい環境

- ① ビジネス上の環境整備
- ② 空港利用利便性の向上
- ③ 景観・自然環境

(3) 外国人を惹きつける魅力づくり

- ① 都市イメージの向上
- ② 地域の歴史の再認識
- ③ 横浜らしい文化の醸成
- ④ 魅力ある観光とイベント
- ⑤ 港の魅力づくり

参考資料

…… 19

- 1－(1) 外国人登録者数の推移と現状
- 1－(2)－① 市内の外資系企業数の推移等
- 1－(2)－② 観光客数推移及びコンベンション開催状況
- 1－(3)－① よこはま国際性豊かなまちづくり検討委員会名簿
- 1－(3)－② よこはま国際性豊かなまちづくり検討委員会報告書について
- 4－(1)－ア 国際交流ラウンジー覧

<別冊> 取組メニュー一覧

1 指針策定の背景

(1) 市内外国人登録者数の推移

近年、社会・経済・文化の急速なグローバル化の進展にともない、市内の外国人市民の数は増加しています。市内の外国人登録者数は、平成18年12月末現在、70,993人となっていますが、本市の特徴として中国籍の方が多く、全体の三分の一を占めています。

外国人登録者数を20年前と比較すると、24,825人(1986年12月)であったものが3倍近くに増え、また、10年前との比較では、48,105人(1996年12月)に比べて約1.5倍に達しています。1年の増加数を見ると、多い年には、5,000人以上増えた年もあります。特に、中国・フィリピン・ベトナム・タイなど、アジア諸国からの増加が目立ちます。

国籍を見てみますと、従来、韓国・朝鮮籍、あるいは中国籍の方々が中心的存在でしたが、1990年の「出入国管理及び難民認定法」の改正に伴い、日系人や難民の方々が定住者として受け入れられるようになるなど多国籍化が進み、国・地域数は約150に及んでいます。

在住期間は、華僑、在日韓国朝鮮人のように何代にもわたって住んでいる方から、最近になって移住してきたニューカマーの方まで、多様となっています。在住期間としては中期的と考えられる大学等在籍留学生は、市内に2,495人(平成18年、神奈川県調査)が居住しています。

ちなみに、市の総人口3,605,393人(平成18年11月1日)と照らし合わせると、市民の約50人に1人が外国人市民ということになり、特に中区では、約10人に1人が外国人市民ということになります。(参考資料1-(1)参照)

(2) 外資系企業や観光客・国際コンベンションの誘致

横浜市は、経済施策として国際ビジネス拠点の形成を目指し、外資系企業の誘致を積極的に展開しています。その結果、横浜は東京に次いで日本で2番目に多くの外資系企業が立地する都市となっており、現在、21の国・地域から188社(出典：東洋経済新報社・06外資系企業総覧)が横浜に本拠地をおいて活動しています。(参考資料1-(2)-①参照)

観光客については、東アジアを中心に海外誘客事業を推進しており、今後こうした国々からの来訪者の増加が見込まれています。独立行政法人国際観光振興機構(JNTO)の2004年度サンプル調査によると、海外からビジネスや観光で年間約50万人の外国人が横浜を訪れていると推計されています。

また、コンベンションについても、経済波及効果やシティセールス効果の高い大型コンベンションの誘致活動を推進しています。(参考資料1-(2)-②参照)

(3) よこはま国際性豊かなまちづくり検討委員会

横浜市及び横浜市国際交流協会(YOKE)は、平成15年度に日本人と外国人の有識者で構成する「よこはま国際性豊かなまちづくり検討委員会」を発足させ、「日本人市民にも外国人市民にも暮らしやすいまちづくりとはどうあるべきか」をテーマに検討を重ねてきました。また、平成16年9月には、区役所及び国際交流ラウンジを利用した外国人等に対し、「困っていること」「相談する所」「困っていることを解決するために必要なこと」等について、委員会がアンケート調査を実施し、検討の参考としました。

その結果、平成16年度には、市内に在住する外国人市民を対象に、生活者の視点から、情報提供、教育、福祉、医療、防災等、様々な分野における多文化共生のための具体的な方策を提案いただきました。

続く平成17年度は、「海外からの観光客、業務出張者等、短期的に滞在する外国人にとっても

魅力あるまちとは何か」について様々な観点から検討し、国際性豊かなまちづくりを担うべき人材の育成、活動しやすい環境づくり、外国人を惹きつける魅力づくりの3点から提言をいただいています。(参考資料1-(3)-①及び②参照)

(4) 横浜市基本構想(長期ビジョン)

平成18年6月23日に市会で議決された横浜市基本構想(長期ビジョン)は、「市民力と創造力により新しい『横浜らしさ』を生み出す都市」という都市像を示し、それを支える5つの柱には、「世界の知が集まる交流拠点都市」及び「新たな活躍の場を開拓する活力創造都市」という2本の国際性に関する柱が盛り込まれ、その実現の方向性と取組の10項目の中に、「多様な文化を持つ人々と共に生きよう」と「横浜ならではの魅力を創造し都市の活力を高めよう」という2項目が掲げられています。

都市像を支える5つの柱より	<p>※世界の知が集まる交流拠点都市</p> <p>知的財産や活動の重要性が高まる中で、国内外の知識や人が集まる場を豊富に提供するとともに、次代を担う子どもたちを社会で温かく見守り、充実した教育環境の下、世界で活躍する人々をはぐくみます。</p> <p>国際機関や研究活動の場が集まる横浜で、私たちと、世界から集まる多様な文化や技術を持つ人々が交流し、互いに切磋琢磨することにより、新しい文化芸術や先進的技術を生み出し、特色ある都市の創造性を発信することで、横浜は<u>世界の知識と知恵の拠点</u>を目指します。</p>
	<p>※新たな活躍の場を開拓する活力創造都市</p> <p>社会経済のグローバル化や情報化が進み、都市間競争が激しくなる中で、横浜から新たなビジネスチャンスと企業活動を生み出すことにより、国内外から企業の集積を進め、多くの人に活躍の場を提供していきます。</p> <p>高度な技術や人の集積による都市の創造力と、新しい就業の場の創出により、横浜は<u>人も企業も躍動する活力あふれる都市</u>を目指します。</p>
実現の方向性と取組より	<p>※多様な文化を持つ人々と共に生きよう</p> <p>横浜が、世界との窓口としての役割を果たしていくためには、世界で活躍する人々を豊富に輩出するとともに、多様な文化を持つ人々が集い、生き生きと暮らすことができる都市づくりが重要です。</p>
	<p>※横浜ならではの魅力を創造し都市の活力を高めよう</p> <p>横浜の活力を高めていくためには、活発な文化芸術活動や国際機関などの集積により、多様な人々が集まり、交流することで、横浜ならではの魅力と可能性を創造することが重要です。</p>

(5) 横浜市中期計画

平成18年度から22年度までの中期計画では、7つの重点政策の一つとして「ヨコハマ国際戦略」が挙げられ、その中の重点事業の中に、外国人にも暮らしやすく活動しやすいまちづくりを進める「国際性豊かなまちづくり推進」が位置づけられています。

<p>重点事業 6-1-3 国際性豊かなまちづくり推進</p> <p>外国人が暮らしやすく活動しやすい国際性豊かなまちづくりを進めるため、基本的な考え方を指針として策定し、関係者で構成する推進委員会を設置して、外国人への情報提供や相談窓口の充実、居住支援、教育環境の整備など様々な取り組みを推進します。また、国際交流ラウンジは、施設整備よりも既存施設への機能付加に重点を置いて進めます。</p>
--

(6) 全国的な「地域における多文化共生」の推進

総務省は、平成18年3月27日、各都道府県・指定都市外国人住民施策担当局部長あてに「地域における多文化共生推進プランについて」という通達を出し、地域の実情と特性を踏まえ、多文化共生の推進に係る指針・計画を策定し、地域における多文化共生の推進を計画的かつ総合的に実施するように求めています。

2 指針策定の趣旨

ヨコハマ国際まちづくり指針は、よこはま国際性豊かなまちづくり検討委員会から具体的な施策の提言を受け、今後の国際性豊かなまちづくり推進の方向性を示すガイドラインとしてまとめたものです。

(1) 策定の目的

背景にあるように、現在、150もの国・地域からの7万人を超える外国人が横浜市内で暮らすとともに、本市が積極的に誘致している観光客や企業関係者等の滞在者を含めると、極めて多種多様な文化を持った人々が市内に暮らし活動していることとなります。

そこで、本市が従前にも増して多様な文化を持つ人々と共に生きる社会をめざし、市内の日本人と外国人が互いの文化を尊重し暮らしやすく活動しやすいまちづくりを進めて行くために、本指針を策定します。

(2) 対象とする外国人について

本指針が対象とする外国人は、外国人登録を行う90日以上市内に在住する外国人市民はもとより、一時的に来訪する観光客及び業務出張者等も含みます。また、在住の外国人市民の中でも、数年の滞在を前提とした企業の駐在員、研究者、留学生等は、永住者等の長期滞在者とはニーズ等が異なるので、そうした点にも配慮します。

したがって、今後、国際性豊かなまちづくりを実現していく際には、本市の関連団体だけでなく、横浜市国際交流協会のほかに、横浜観光コンベンションビューローや横浜産業振興公社などと幅広く連携を図るという視点に立っています。

(3) 国際政策の方向性

平成18年3月に策定した「横浜市海外諸都市との都市間交流指針」と本指針をもって、本市の国際政策の方向性を示すこととなります。

3 定義

本指針で用いている基本的な用語については、次のように整理しました。

(1) 『国際性豊かなまちづくり』とは

外国人にとっても暮らしやすく活動しやすいまちづくりについては、以前は「内なる国際化」、また最近では、「多文化共生のまちづくり」、「多文化共生社会の推進」、「地域の国際化」等、様々な表現が用いられていますが、本指針では『国際性豊かなまちづくり』を原則として使います。

本指針においては、『国際性豊かなまちづくり』を、
“市内に住む人々が、国籍や民族などの違いを超え、互いの文化的差異を認め合い、地域社会の構成員として共に生きていくような地域づくり、さらには海外からの観光客、業務出張者等の一時的滞在者(外国人登録が必要とならない90日未満の滞在者)にとっても活動しやすい魅力的なまちづくり”

として整理しました。

なお、「多文化共生のまちづくり」あるいは、「地域の国際化」等の表現も、個々の文脈の中では、使用しています。

(2) 『外国人が住みやすいまち』とは

“横浜市内で生活する外国人が、安心して暮らすことができる環境を有するまち”

そのためには、行政や国際交流団体等が行う外国人市民向けの各種サービスの充実はもとより、近隣に住む市民一人ひとりが、外国人市民に対し地域の構成員として接し、困った時に温かい手を差し伸べる風土づくりが必要です。

ただし、地域における人間関係は、外国人市民にも、異国としての日本に住む上で、最低限の自己責任を果たす意識があつて築かれることは言うまでもありません。

(3) 『外国人が訪れたいまち』とは

“横浜を訪れ滞在する外国人が、快適に活動することができる環境を有するまち”

在住外国人とは異なり、ビジネスや観光で訪れる外国人は、日本語ができないことが多いようです。そうした際に、自国の言語や自分の知っている言語による案内表示やパンフレット等に接すると、ほっとした気分になるものです。

また、まち自体が清潔で、そのまち独自の魅力ある文化イベント等が催されていると、次回は家族や友人と訪れたいという気持ちになるものです。

4 現在の取組概況

(1) 横浜市としての取組

ア 国際交流ラウンジの展開と指針の策定（参考資料4－（1）－ア参照）

昭和61年に、横浜市国際交流協会の中に情報相談コーナーを設け国際交流ラウンジとした後、青葉区(平成元年)、保土ヶ谷区(平成3年)、港南区(平成9年)、港北区(平成12年)に、国際交流ラウンジまたはコーナー(以下、「国際交流ラウンジ」と言う。)を展開しています。

その後、平成17年度に「国際交流ラウンジの設置及び運営に関する指針」を策定し、施設整備にとらわれることなく、各区における機能面での拡充を方向付けています。

イ 多言語広報指針の策定

外国語による広報がますます求められる中で、各区局が外国語の広報誌やパンフレットを作成する機会も増え、全庁的な統一した方向性を示すために「横浜市外国語広報のあり方に関する指針」を平成17年に策定しました。対象言語としては、英語に中国語・ハンガール・スペイン語・ポルトガル語を加えた5言語を目安とし、地域特性などにより他の言語にも柔軟に対応することとしています。

ウ 区役所窓口等の多言語対応

本市では、在住外国人の多い中区・鶴見区・港北区に国際サービス嘱託員を配置し、来訪された外国人を言語面からサポートしています。さらに、横浜市国際交流協会や国際交流ラウンジでは、複数の外国語（中国語・スペイン語・英語等）での問い合わせ対応を実施しています。

エ その他の個別取組事例

その他にも、既に以下のような取組を実施しています。

- ・外国人市民相談
- ・複数言語による市民向けの暮らしのガイドブックの発行
- ・外国語FM放送による横浜市の行政・観光情報の提供

- ・市の防災訓練への外国人市民の参加
- ・泉区における外国籍区民支援事業　ほか

(2) 横浜市国際交流協会の取組

横浜市国際交流協会は、昭和56年の設立以来、国際交流・協力に加え在住外国人支援施策を展開してきましたが、近年は在住外国人支援施策の占めるウエイトが高まってきています。

在住外国人支援施策として、多文化共生社会づくりを促進するため、次の3分野で取組を進めています。

ア 外国人市民へのサポート

・「国際交流ラウンジ連携支援事業」

国際交流ラウンジの活動を担う人材の育成、各ラウンジの運営や事業へのサポートを行うとともに、ラウンジ間の緊密なネットワーク化を推進しています。また、在住外国人の増加にともなう生活情報・相談への要望、日本語学習ニーズ等の増加に対応するため、市内ラウンジのセンターとしての機能の充実を図っています。

・「多言語情報発信事業」

日本語が不自由なために必要な情報が得にくい在住外国人に対し、多言語による情報紙を発行し、行政情報や生活情報を提供しています。

・「市民通訳ボランティア派遣事業」

市立小中高校、区役所、福祉施設等の市内公共機関窓口等において、日本語を理解できない外国人に対して通訳を派遣しています。

・「専門相談・教育支援事業」

在住外国人が抱える悩み・問題に対応するため、専門家による外国人無料相談会を開いています。また、日本語を母語としない児童・生徒が学習に参加できるようにするとともに、精神的安定・アイデンティティの保持・個性の伸長を図ることができるようにするため、研究校6校において母語を用いた学習支援を行っています。

イ 国際理解の促進

国際機関、大学等との連携・協力により、青少年等の人材育成を目的に、多文化共生、地球市民教育等に関する体験研修や講座等の開催、ならびに国際理解の促進の一環としての外国語講座も併せて実施しています。

ウ 留学生支援

市内在学の留学生を支援するため、国際学生会館を管理運営し居住スペースを提供するとともに、留学生と市民の交流、留学生が母国の文化や言葉を伝える講座の開催、留学生の就職活動支援を行っています。

(3) 市民団体の取組

市内には、多くの国際交流団体や外国人支援組織がNPO法人あるいは任意団体の形で存在し、上記の各国際交流ラウンジ等で活発に活動しています。そうした団体の数は、横浜市国際交流協会の「国際交流・協力ボランティアグループリスト」に掲載されているものだけでも、約120団体に達しており、独自の沿革と目的を持って、日本文化の紹介・在住外国人との交流・日本語学習支援・外国語の学習等の活動を進めています。

ここでは特に、横浜市と協働で事業展開している例を取り上げます。

ア かながわ外国人すまいサポートセンター

外国人の居住支援を目的に平成13年に設立され、平成18年にNPO法人化されました。主として不動産紹介、入居後の相談対応、保証会社の紹介等を多言語で実施し、横浜市も外国人の入居に関わる窓口・通訳業務を委託しています。

イ MICかながわ

神奈川県内の日本語を母語としない住民の暮らしに関わる諸問題に取り組むNPO法人で、県・医師会等との協働により「医療通訳派遣システム構築事業」を通じて、医療通訳の養成・認定・派遣・コーディネート等、医療に関連した事業を中心に進めています。本市としても、市内の協力病院への医療通訳派遣等について協力を得ています。

5 策定の考え方と特徴

本指針は、策定にあたっての背景や現状を踏まえて今後の取組の方向性を記載していますが、取組内容には、「よこはま国際性豊かなまちづくり検討委員会」の活動を尊重し、委員会から報告された具体的な提言を主な事例として取り上げ、それ以外にも行政が取り組むべきと思われるものについては必要に応じて加筆しました。その結果、次の3点が本指針の特徴となっています。

(1) 3つの視点からの検討

「外国人市民にとって暮らしやすいまち」と「外国からの観光客・業務出張者等の一時的滞在者にとって活動しやすいまち」という2部構成としていますが、前者については、永住者等の長期在住者だけでなく、数年の滞在を前提とした企業駐在員・研究者・留学生のニーズにも配慮しており、あわせて3つの視点から検討し記載しています。

(2) 取組主体について

従来、ともすれば陥りがちだった行政の一方的な宣言ではなく、市民・民間事業者・公益団体・行政が、各自の視点からそれぞれが主体となって実施する取組のほか、相互に連携・協力して実施する取組を挙げています。

従って、取組内容の中には、市民や民間事業者等の協力を得て初めて実現するものも多く、そうした取組については、市民や民間事業者への呼びかけ、または問題提起の形をとっています。

(3) 取組メニュー一覧について

指針には主な取組事例を記載していますが、文章の中では個々の事例が分かりにくいこと、また、数が限られることもあり、別冊として「取組メニュー一覧」を作成しました。

このメニュー一覧には、今後、国際性豊かなまちづくりを推進するうえで、ふさわしいと考えられる事例を、「よこはま国際性豊かなまちづくり検討委員会」報告書の提案等を基に、幅広く記載しています。

6 今後の方向性

(1) 推進組織の設置

指針に沿って国際性豊かなまちづくりを推進するためには、取組主体である市民・民間事業者・公益団体・行政が、それぞれの役割を果たすとともに、各主体の協働により取組を進めることが必要となります。

そのため、各主体の代表者や外部専門家等で構成する「国際性豊かなまちづくり推進組織」を設置し、その組織を通じて事業推進を図ってまいります。また、必要に応じて部会等を設けることとし、事務局は都市経営局国際政策室が務めます。

なお、横浜市の18区には外国人市民の状況にさまざまな特性があるので、行政としては、関係局と区役所が共に加わる必要があります。

(2) 推進組織の役割

推進組織は、指針が示す方向性に沿って、メニューに掲げられた取組等の実現に向けて、次の役割を果たします。

- ・ 指針が示している推進の方向性を確認します。
- ・ メニュー等を参考として、取組優先度を設定します。
- ・ 様々な主体に対して指針を周知し取組推進を働きかけます。
- ・ 取組推進の具体的な方法について検討します。
- ・ 取組の推進状況を定期的に把握し公表します。

7 取組内容

取組内容には、市民・民間事業者・公益団体・行政が、それぞれ主体となって実施する取組を事例として掲げました。その中には、市民や民間事業者等の協力を得て初めて実現するものも多く、そうした取組については、市民や民間事業者への呼びかけの形をとっています。

なお、全体として、できるだけユニバーサル・デザインの考え方を踏まえて取り組むこととします。

第1部 外国人が住みやすいまちをめざして

(1) コミュニケーション支援

① 情報提供

外国人が生活するうえで生ずる不都合や不安などを解決するためには、適切な情報の入手が鍵となります。それには、できるだけ出身国の言語で情報を提供することが大切です。そこで、多言語による情報提供が求められています。そのため、行政等からの多言語情報を充実させるとともに、外国人の状況に応じた適切な情報が必要な人に届くよう、情報の重複・不足の状況を把握し、効果的な配布方法等の仕組みづくりを進めます。

行政は、「横浜市外国語広報のあり方に関する指針」(H17.4.1)に基づき積極的な情報提供を行うとともに、区の窓口等で生活基礎情報の提供、外国人向け印刷物の多言語化をさらに進めます。窓口職員に対する多言語の対応マニュアルや研修を実施し、サービスの向上に努めます。ホームページを利用して情報を提供する場合には、外国人にとって使いやすいものとなるように配慮します。

横浜市国際交流協会等の団体としては、日ごろから外国人コミュニティの情報ニーズの把握に努め、今後の提供情報にそのニーズを反映させます。

民間企業の協力を得て、多くの外国人が居住する地域の商店街・飲食店等に外国人向けの外国語情報紙等を置いてもらいます。

外国人が必要とする情報を、日本人市民や市民団体のみならず、外国人市民（外国人コミュニティ）も加わって、収集・編集・翻訳等を行うよう促します。

② 相談体制

多くの外国人市民は、困ったことや不安なことについて、まず家族や友人・知人に相談するという調査結果があり、行政等の公的機関を利用した問題解決の方法について、周知が不十分なのではないかという指摘があります。

そこで、横浜市の総合案内窓口であるコールセンターの多言語対応のPRを進め利用を促進するとともに、市役所で実施している外国語による市民相談について一層の周知を図ります。また、国際交流ラウンジでの相談機能の強化を図るとともに、地域や企業での相談についても協力を要請します。

横浜市国際交流協会等の団体が、日常生活に関する情報提供や相談窓口の充実を図るよう、また、国際交流ラウンジなど外国人からの日常生活相談に当たる人材の育成を図るよう、働きかけます。

企業においては、外国人社員に対する生活情報や相談等のサポートを行うことが大切です。

③ 日本語学習支援

外国語による情報提供・相談の充実を図る一方で、全ての情報を多言語で提供することは事実上不可能です。外国人市民が基礎的な日本語能力を習得するために自ら努力することは、外国人

市民にとってより広く情報収集等が可能になる点で大切であり、外国人市民に対するやさしい日本語教室の開催等により、その努力を周囲から支援することが重要です。

行政としては、日本の生活習慣、日本語学習に関する情報提供等の支援を行います。

横浜市国際交流協会等の団体は、日本語学習等のために必要な教材の作成や講師育成等の面で協力します。

民間においては、外資系企業が企業間で連携するなどして、日本の生活習慣や日本語の研修を実施することが求められています。また、日本語教育を受けることのできる民間学校の充実も必要とされています。

日本人市民や市民団体だけでなく、長期間在住し日本語を話せる外国人市民も、自主的に日本語教室等を企画・実施できるような環境づくりが大切です。

(2) 生活支援

① 居 住

外国人に対する住まいの紹介及び保証人探しは難しくなっています。たとえば、生活習慣の違い等の原因によって生じるトラブル等を家主が恐れる場合などもあり、外国人にとっては住まいが不足しがちです。

行政としては、今まで以上に「民間住宅あんしん入居事業」の利用促進を図り、NPO法人との協働事業により外国人入居支援を実施します。

横浜市国際交流協会等の団体は、地域でのトラブル発生に際して、その外国人と同国人あるいは、その国で生活していた人を通訳として派遣し、居住支援を行うよう促します。

民間企業には、現在使用していない社宅等を低廉な価格で留学生等に貸し出してもらうよう、行政からも働きかけます。

市民レベルでは、家主・地域住民が外国人に対する理解を深めるとともにゴミの分別方法など生活に関する情報を外国人に提供することにより、相互の誤解等によるトラブルを予防し、外国人への住居貸出が進むことが望まれます。

② 教 育

ア 子育て・教育に関する情報提供・相談

子育てや教育は、市内に滞在する外国人にとって重要な課題ですが、不就学の児童・生徒も存在しています。外国人児童・生徒の保護者に対し、多言語による情報提供や相談を充実させる必要があります。

行政としては、横浜市内で実施している子育て・教育の制度やサービスに関する情報を提供します。また、保護者向け情報の多言語発信を行います。なお、外国人の児童・生徒は義務教育の対象ではありませんが、不就学の児童・生徒について、本市の対応のあり方について検討します。

横浜市国際交流協会等の団体は、外国人支援団体と連携して、国際交流ラウンジや地域において教育専門相談を定期的実施、あるいは、市民通訳ボランティア制度により、日本語のできない子どもや保護者への支援、保護者向け情報の翻訳等を支援します。

民間企業は、自社の外国人社員に対して、日本の子育てや教育制度に関して、責任を持って情報提供することが必要です。

学校においては、多言語翻訳・通訳等の地域リソースについての情報把握・確保が困難であり、市民の協力が求められます。

イ 異文化尊重に向けた多文化共生教育

国際化の進展にともない、学校などにおいても多くの外国人児童・生徒が在籍しています。このような状況下で、子どもどうしの相互理解が十分でないケースも見られます。このため、幼児期から異なる文化・考えの尊重にむけての多文化共生教育(保育)が必要です。行政は、小中学校等において国際理解教育を一層充実するように努めます。

ウ 学習支援及び母語・母文化保持

学校における教育は、外国人の子どもたちが日本社会で生活する上で不可欠ですが、生活環境や学習環境の変化により、学習の理解に時間のかかる外国人児童・生徒への支援が必要です。

まず、授業を理解しやすくするため、外国人児童・生徒に対する日本語学習支援を進めます。また、横浜市国際交流協会等の団体と連携し、外国語のできる市民の協力を得て、外国人児童・生徒への母語を通じた学習支援のあり方を研究推進します。あわせて母語・母文化については、横浜市国際交流協会等の団体が中心となり、ボランティア団体や市民の協力などを通じて保持に努めます。

エ 外国人学校（インターナショナルスクール等）

外国人学校は、外国人市民の子どもたちが自国の言語や文化を学ぶ場として、また横浜に進出する外資系企業の社員の子どものための教育の受け皿として、大切な施設です。

行政としては、外国人学校の新設・増設に伴い、自主性を尊重し側面から支援を行います。また、卒業資格の扱いに関し、県と連携し国への働きかけを行います。

外国人学校は、市民向けの語学教室の開催など地域との交流を促進することが望まれます。横浜市国際交流協会等の団体は、そのための支援役を果たすことが可能です。

市民には、外国人学校と地域との交流促進への協力が望まれています。

③ 就 労

外国人市民にとっては、どこに仕事を探しに行けばよいのか分かりにくいことも多く、また、就労相談や就労そのものに日本語の能力が必要となることもしばしばあります。

行政としては、市民相談室等において複数言語による外国人の労働相談を行うとともに、ハローワークの紹介や外国人労働者の雇用・労働条件についての啓発等に努めます。また、ハローワーク等の斡旋組織に対しては、就労相談の多言語対応を行うよう要望します。

横浜市国際交流協会は、外国人専門相談会等の機会を活用して就労・労働相談を行います。また、ハローワーク等と連携して「やさしい日本語教室」を実施するように努めます。さらに、留学生の就職活動を支援します。

民間企業には、外国人雇用の窓口創設を通じて、出身国・地域にとらわれず能力本位で人材を雇用することが求められています。

市民には、外国人専門相談会等で就労支援を行う際、通訳ボランティアとして幅広く協力が求められています。

④ 医療・保健・福祉

医療・保健・福祉制度は、日本人にとっても複雑ですが、ましてや日本語能力が不十分な外国人にとっては理解することが困難になっています。また、医療は生命に直結する生活の基本分野ですが、横浜市国際交流協会の市民通訳ボランティア制度の派遣対象外となっており、今後、制

度充実の検討が必要です。

行政としては、福祉制度案内や生活ガイドブックなどを見直し、分かりやすい情報提供を心がけます。

横浜市国際交流協会などの団体には、医療や福祉の分野の通訳ボランティアを派遣できるように、医療・福祉関連の専門知識の研修等の実施、人材の育成を促します。

医療機関においては、総合案内での多言語のマニュアルや問診票常備、医療通訳ボランティアの受け入れ、さらには、医療行為の一環として独自の医療通訳の設置が求められています。

市民レベルでは、通訳ボランティアとして医療機関・行政窓口等で支援活動を行うなどの協力が望まれます。

⑤ 防 災

地域の防災訓練への外国人の参加がまだ少ないことや、外国人に災害対応の情報が伝わっていないことなどが見受けられます。災害時には支援が必要な外国人に対し、災害情報等の緊急情報について、行政が責任を持って提供することができるよう体制づくりを行います。

行政としては、災害情報を迅速・的確に周知するため、情報伝達方法を工夫するとともに、外国人の避難誘導に配慮した取組を進めます。また、前もって自治体同士で災害時の通訳を相互派遣するシステムを構築するとともに、多言語の防災マップや防災ガイドブック等を作成・配布し、避難場所を周知します。災害発生後は、エスニックメディアを活用した緊急情報等の多言語発信を行います。外国人児童・生徒を通じて保護者へ防災情報を伝達します。

横浜市国際交流協会等の団体と行政は、日ごろから連携して、通訳ボランティアや地域のキーパーソン等を活用した災害時連絡網を作成し、外国人向けに防災情報を提供します。

企業が雇用している外国人については、企業自ら防災訓練を実施するとともに、地域の防災訓練に従業員の参加を促進することが望まれます。日ごろから災害対応システムの周知の機会を設けるように働きかけ、災害時にはラジオ放送等による多言語災害情報を活用するよう促します。

自治会・町内会においては、多言語による案内を用い、地域の防災訓練への外国人市民の参加を呼びかけるよう協力することが望まれます。

⑥ 案内・表示 <第2部との共通項目>

道路名や座標方式での住所表記に慣れている外国人にとって、道路名が無く番地に法則性の無い日本の住所表記は分かりにくいものです。複雑で入り組んだ道路網に不慣れな外国人が、道に迷うことなく生活し滞在できるように、案内標識の整備においては、誰もが使いやすいユニバーサルデザインの考え方を積極的に導入する必要があります。

そのため、行政は、横浜市公共サインガイドライン(H15.8.1)に沿ったサインを設置するよう関係公共機関等に周知徹底します。また、交通機関・ホテル・各種店舗・文化施設等の民間施設に対して、国土交通省が定めた「観光活性化標識ガイドライン」(H17.6)に沿って案内標識類等を整備するように働きかけます。

これに対して、民間施設は、新築・改修時等にあわせて、多言語や絵文字(ピクトグラム)を利用した屋内外の案内標識類等を、積極的に設置することが求められます。

多言語翻訳にあたっては、民間でも行いやすいように、標準訳語集の改定を横浜市国際交流協会が行い、ホームページで公表します。

地域社会においても、市民一人ひとりが外国人への声掛けによる道案内等を行うことが大切です。あわせて、外国人コミュニティ自ら、案内・サインのニーズ調査を行い、結果を行政や企業

に提案する方法の検討が必要とされています。

(3) 多文化共生の地域づくり

① 交流・相互理解・日常の地域の支えあい

交流や相互理解が進み、日本人も外国人も安心して生活できる環境づくりが必要となっています。

行政は、多文化共生教育を推進するための事業や区民啓発イベントを、日ごろから企画し開催します。

横浜市国際交流協会等は、外国人向けの自治会・町内会制度の案内資料を多言語で作成し、自治会・町内会と連携して配布・説明を行うことが大切です。また、難民・残留孤児等に関する情報を含む、様々な内容の市民向け国際理解講座を実施します。

多文化共生に向けた取組では、民間企業の果たす役割も大きく、外国人を雇用する外資系企業等は、社内の外国人社員と日本人社員の交流イベントを開催し、それを地域との交流会に発展させることもできます。また、外国人従業員のいない企業も、社会貢献の一環として、地域で行われる多文化共生に向けた様々な事業のために資金提供等の支援を行うことが望まれます。

多文化共生のまちづくりで最も重要な役割を果たすのは、地域の住民一人ひとりの外国人に対する温かい気持ちです。町内会等、身近な組織やネットワークを活用し、地域住民同士で日ごろの気軽な声掛けや防犯情報を提供することが大切です。また、外国人の地域行事への参加を促すため、多言語や分かりやすい日本語による案内を作成し、積極的に声を掛けると同時に、外国人にとって魅力あるイベントづくりを行うことが効果的です。

外国人居住者の多い地域では、横浜市国際交流協会等と連携し、自治会・町内会として外国人対応を検討することが望まれます。

また、日本に長く住み日本人社会に溶け込んでいる外国人が外国人コミュニティの中にいる場合には、そうした外国人自ら、新しく来た外国人のために、日本を理解するための講座を開催したり、外国人コミュニティと自治会・町内会等との定期的な情報交換の場を設けたりすることも重要です。

② 外国人市民の自立と社会参画

外国人にとって、日本の生活習慣や日本語は分かりにくく習得しにくいものです。外国人自身が日本語を身につけることの大切さに気づき、自ら生活に必要な事柄を習得し、自立して生活できることが重要ですが、そのためには多くの支援が必要です。

外国人の自助自立を念頭に置いたサポートを行うとともに、外国人の力を活用できるような仕組みづくりが必要となります。その際、こうした支援には、外国人の側にも、「日本にいる以上は最低限の日本語や生活習慣を身に付けよう」という意識があって初めて効果が見られることは言うまでもありません。

横浜市国際交流協会等の団体には、自助ボランティアとして活動する外国人に対する様々なテーマについての研修の実施が求められます。

日本の生活習慣や日本語を学ぶ機会の提供、さらには、そうした関連情報の交換を、外国人市民や外国人コミュニティ自らが行うことも大切です。また、外国人市民も自らボランティア登録をし、外国人の支援や、多文化理解講座の講師となることは、より一層効果的です。

外国人市民の社会参画としては、行政等が実施する審議会・検討委員会・モニター調査・アンケート調査等に外国人市民が参加できるように、推進方法を検討する必要があります。

第2部 外国人が訪れたいまちをめざして

(1) 国際性豊かなまちづくりを担う人材の育成

① 英語教育

世界の共通語となっている英語の教育は、国際性豊かなまちづくりを担う人材を育成するための重要な要素です。現在は、中学校の英語教育において、実践的なコミュニケーション能力の育成がねらいとされていますが、今後はこれを小学校等早期から行うことで、より一層の充実を目指します。

一方で、実践的な英語教育を充実していくためには、そのための教師を増やす必要がある中、市民協働の視点から地域の市民と共に推進するような英語教育のあり方を模索する必要があります。

まず、行政としては、公立小学校における英語教育の実施など、横浜独自の英語教育の推進が必要です。また、横浜市国際交流協会等の協力を得て、英語教育で活用しやすい教材の作成に取り組めます。

横浜市国際交流協会等の団体は、早期英語教育を支援するため、教材作成への協力や、教育機関等が実施する英語教育の場へ語学ボランティアを派遣できるように人材の募集・登録・養成を行います。

民間企業は、日ごろから企業内で英語教育を実施することが望まれます。また、外国人企業人や外資系企業社員による講演の実施、インターン制度等、市民や市内の学生を対象として英語に触れる機会を提供するなど、地域への貢献も考えられます。

英語能力は、最終的には市民一人ひとりが自ら日常的に習得することが大切ですが、外国人市民や外国滞在経験者等の英語の堪能な市民が、近隣の幼稚園・保育所や学校等の身近な教育の場で英語を用い、その魅力や必要性を伝えることも、英語に対する理解を深めることにつながります。

② 多言語教育

国際性豊かなまちづくりを担う人材として、世界の人々と接するためには、英語以外の多言語教育も必要となります。

とりわけ、アジアの一員である横浜の市民は、今後アジア内での都市間交流が促進される状況の中で、英語のみならず、中国語をはじめとしたアジアの言語を習得することが重要となります。公立学校において、英語に限らず他の言語に触れ学ぶ機会を設けることも大切です。また、私学においても、独自の工夫による取組が求められます。

横浜市国際交流協会等の団体は、指導者の少ない英語以外の言語について教えることができる市民ボランティアを募り、要請のある小学校等へ派遣します。外国語を学ぶきっかけとなるよう、世界の国や文化について学ぶ国際理解講座を開催したり、世界について学べる教材等の情報を教育機関に提供します。

一方で、多言語教育は学校教育のカリキュラムに組み込むことが難しいため、市民一人ひとりの習得努力や企業としての取組も大切です。

③ 国際感覚の醸成

語学教育だけが国際性豊かなまちづくりを担う人材を育成する要素ではありません。外国人と先入観なく接するとともに、外国人と心おきなく意見交換をする能力や、社会貢献に対する意識の高さも、国際性豊かなまちづくりを担う人材として不可欠です。

そのような国際感覚を養うために、小中学校が、外国人企業人や外資系企業社員を講師に招き、諸外国等に関する授業を実施することも、考えられます。

横浜市国際交流協会は、幼児期から、あるいは小学校における多文化共生教育(保育)の早期実施を支援します。また、市民に対し、市内の国際機関等の世界規模での活動やNPOが行う国際交流・国際協力・在住外国人支援等の活動を紹介するとともに、地球規模の環境や飢餓等に関する講座を開催し、世界について学ぶ機会を提供します。

民間企業では、社員に対して、語学力とともに発表能力(プレゼンテーション能力)を養う研修の実施が望まれます。

更に、多様な文化と触れ合ったとき、その文化の特徴を認識することができるように、日ごろから日本文化や地域のことを知っておく努力は、市民にとっても大切です。

(2) 活動しやすい環境

① ビジネス上の環境整備

外資系企業を誘致するためには、外資系企業がビジネスを行う上で、魅力のある環境を整備することが必要となります。

そのためには、行政は税制の優遇措置やスタートアップオフィスの設置等の一層の周知・活用を図るとともに、産業の裾野を広げる核となる大企業や、ビジネスチャンスをもたらす学会やコンベンションを積極的に誘致します。また、横浜に進出している外資系企業代表者等による定期的懇談会の開催など、ネットワークを強化したり日本でビジネスを進める上での課題を解決する場を設けることも大切です。

横浜市国際交流協会、横浜産業振興公社等の団体は、新規に進出した企業に対して、市内での人材採用のノウハウや外国語のできる人材紹介、さらには多言語によるビジネス情報の提供や窓口案内の実施が求められています。

② 空港利用利便性の向上

世界の玄関口である空港とのアクセスでは、成田空港については、東京都心まで50分以上かかる現状を改善し30分台でのアクセスを目指し、成田高速鉄道等の整備が進められています。また、羽田空港については、2009(平成21)年に再国際化が予定されています。

行政としては、京急蒲田駅の改良や羽田空港への直通バスの新設など、羽田空港の再国際化に対応した空港アクセス強化に向け、国や関係自治体と連携した取組を進めます。また、羽田空港からの国際線の就航範囲について、6000キロ圏であるASEAN諸国を含む東アジア主要都市をカバーするよう、国への働きかけを継続的に進めていきます。

横浜市国際交流協会や横浜観光コンベンション・ビューロー等の関係団体が民間事業者と連携し、多言語の空港へのアクセスマップ等を作成することも重要です。

民間企業においては、さらなるバスルートの拡充など、ニーズに応じたきめ細かい対応が求められます。また、鉄道機関は、空港から鉄道を利用する外国人が、大きな荷物を持っていても駅構内を迷わず移動できるように、さらにバリアフリー化を進めるなどのサービス改善が望まれます。

③ 景観・自然環境

横浜を含め、日本の都市には比較的清潔なイメージがあります。一方、飲食店等が出す収集前のゴミやポイ捨ての吸殻等が、まちの景観を損ねている場合もあります。

また、国際都市にとって、緑などの自然環境は重要な要素ですが、横浜の緑は徐々に少なくなってきたおり、都市の魅力づくりのためにも、その保全・創出が急務となっています。

行政としては、ゴミのリサイクルによる減量化施策としてのG30の周知徹底を行うとともに、市街化調整区域など拠点となる貴重な緑地の保全を推進していくほか、市街地における斜面緑地などの貴重な自然景観の保全や身近な公園などの整備を行っていきます。また、併せて市街地の緑化を促進し、市全域における水と緑の回廊を形成します。そのため、緑地保存地区制度など緑地保全の諸制度を拡充・充実させるとともに、屋上緑化の助成や生垣設置事業など緑の創出に係る事業も行っていきます。

横浜市国際交流協会等による自然環境保全に関する多言語情報の発信も大切です。また、横浜市緑の協会等による苗木や緑化資材の提供も効果的です。

企業や市民の方々には、ゴミ出しのルールを徹底していただくと同時に、地域における清掃活動や緑化の推進が大切で、これらの活動は、地域の景観向上において重要な役割を果たします。特に、事業系ゴミの排出事業者や回収事業者の方々には、ゴミの収集時間や収集方法の検討が望まれます。

(3) 外国人を惹きつける魅力づくり

① 都市イメージの向上

横浜が、外資系企業や外国人観光客によって選ばれるためには、横浜が既に持つ資産を活かし、個性あるまちづくりを進めるとともに、その魅力を海外に十分に発信することが大切になります。

行政としては、都市イメージ・知名度アップのための施策を市の政策の中に反映させていきます。あわせて、ホームページをはじめ様々な海外向けの媒体を利用し、横浜に集積する国際機関の紹介等、国際都市としての魅力を積極的にアピールします。

横浜観光コンベンション・ビューロー等の団体には、横浜の魅力を紹介する映像や印刷物を作成し、海外へ効果的に発信することが求められます。また、国際的なNGOをはじめ、海外で活躍する市民団体に対して、横浜の市民活動や横浜の魅力を紹介することも大切です。

旅行業を中心とした民間企業には、海外から日本を訪れる観光客向けに横浜を観光コースに盛り込んだツアーの企画や、海外の観光案内所において、新幹線・在来線・観光バスのチケットを販売するなどの観光客誘致策が望まれます。

また、横浜市民・横浜滞在経験者・外資系企業・市内企業等が行う、海外での横浜の紹介なども効果的です。

② 地域の歴史の再認識

横浜には、開港後はもとより、開港以前からも庶民の生活を中心とした歴史があります。その横浜の歴史の良さを再認識し、その魅力を外国人に対して発信することが必要です。

行政としては、これまでも歴史を活かしたまちづくりを推進してきましたが、横浜の歴史に関する情報提供に一層力を入れます。また、地域住民に対して、地域の歴史を紹介し再認識する機会を提供することも大切です。

また、地域では、外国人市民も参加できるような地域の歴史に関するイベント等を開催し、外国人市民に横浜の歴史を紹介することも求められます。

③ 横浜らしい文化の醸成

ジャズなど既存の横浜らしい文化活動は、世界に通用するような魅力のあるものに育成してい

くことが大切です。それにはまず、各主体が連携して横浜らしい文化の根付く土壌を醸成していくことが必要です。たとえば、150年前に横浜が開港し外国文化を受け入れ始めた頃、ほどなく中国の方々によって築かれた歴史を持つ中華街では、京劇、雑技、中国映画等、特有の文化事業の振興を図ることが考えられます。

行政は、文化芸術による創造都市づくり、映像をはじめとしたイベント、創造的産業拠点の誘致等を促進します。

横浜市芸術文化振興財団等により、文化関連情報を多言語で発信するとともに、文化関連の公益団体により文化芸術活動を振興します。

市民や民間企業が、横浜で開催されるイベントに参加するだけでなく、文化振興等のメセナ活動の視点から、スポンサーや企画者としても積極的に関与していただくことが重要です。

④ 魅力ある観光とイベント

外国人に対しての観光アピールを積極的に行うため、市内の観光資産を活用した外国人向けイベントを実施するとともに、効果的な広報に取り組みます。また、もう一度来たいと思えるような、受け入れ環境を整備していきます。

行政としては、観光資源を幅広く周知し、外国人にも魅力あるイベント等が円滑に展開するよう支援します。また、横浜の歴史や観光地を巡る遊歩道のルートづくりを行います。

横浜市国際交流協会や横浜観光コンベンション・ビューローは、横浜の文化・歴史・観光名所等をホームページ・印刷物等を利用して積極的に海外に発信します。その際、中華街等、横浜ならではの観光地を積極的にアピールします。また、外国人向け観光情報やイベント情報の多言語化を支援します。

ホテル等の民間企業は、外国人観光客が訪れる場所で外国語での案内サービスを実施したり、外国語で市内を案内できるタクシーを増やすなど、外国人観光客を受け入れる体制の充実が求められています。

市民には、外国語を習得し、観光客への声掛けや、外国人向け観光ボランティアへの参画が望まれます。

⑤ 港の魅力づくり

横浜港は、安政6年(1859年)の開港以来、日本を代表する国際貿易港として発展してきたことから、外国人との深い繋がりによって、独特の魅力ある文化に彩られています。

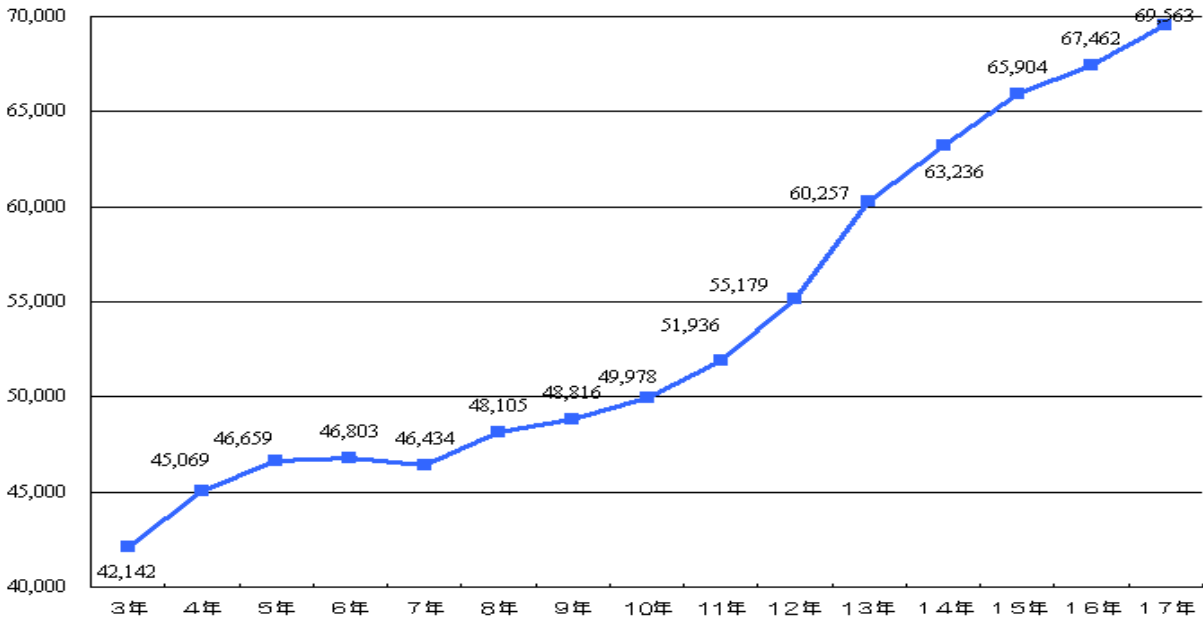
今後も、多くの歴史的資産や特徴のある景観を活かした快適なウォーターフロントの形成を進めるとともに、より一層外国籍客船の寄航の促進に努め、賑わいと国際性あふれる横浜港を育てていきます。

また、港内における自然環境への関心や、水際線・水域利用の要請が高まっている中、自然再生や水質浄化に向けた取組や、誰もが気軽に立ち寄ることのできる親水空間の創出、安全な水域利用のための環境づくり、さらに海洋性レクリエーションへの対応等を進めていきます。

【参考資料】

1－(1) 外国人登録者数の推移と現状

※平成3～17年の12月末日現在



<区別・国籍別登録者数>

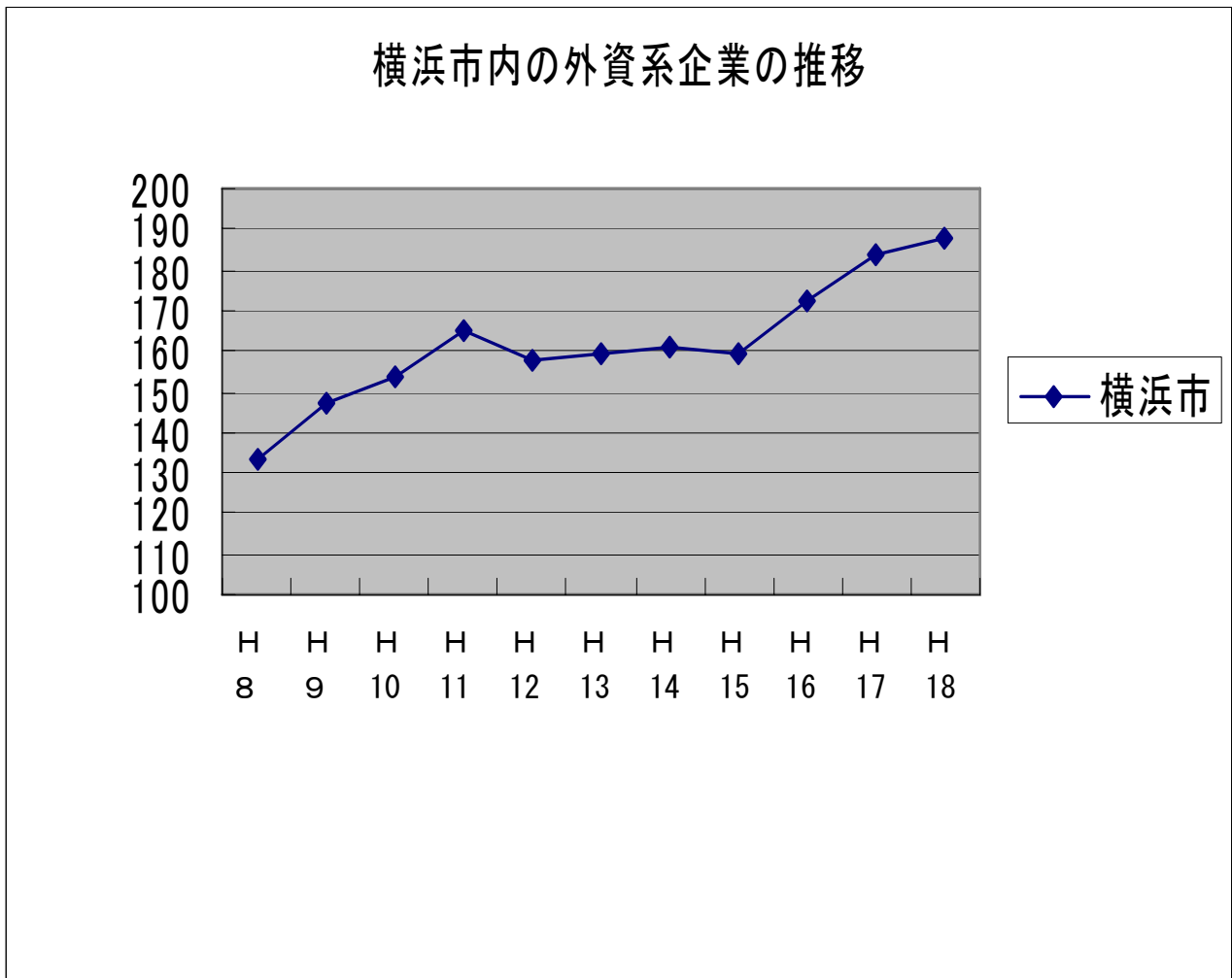
区名	外国人登録者数	区人口	割合
鶴見区	8,621	266,519	3.23
神奈川区	4,249	221,958	1.91
西区	2,466	85,242	2.89
中区	14,498	141,619	10.24
南区	6,724	196,381	3.42
港南区	2,211	221,439	1.00
保土ヶ谷区	3,548	204,347	1.74
旭区	2,125	248,602	0.85
磯子区	3,262	163,357	2.00
金沢区	2,629	212,423	1.24
港北区	4,835	317,044	1.53
緑区	2,267	172,455	1.31
青葉区	3,580	298,745	1.20
都筑区	2,439	183,678	1.33
戸塚区	2,957	268,153	1.10
栄区	937	124,399	0.75
泉区	2,286	153,338	1.49
瀬谷区	1,359	127,098	1.07
横浜市	70,993	3,606,797	1.97

(H18.12末) (H19.1.1) (%)

国籍別人数 (H18.6末の上位20か国)		10年前	増加 倍率	
1	中国	24,624	12,803	1.9
2	韓国・朝鮮	15,938	15,281	1.0
3	フィリピン	6,984	3,402	2.0
4	ブラジル	3,750	3,943	0.9
5	アメリカ	2,686	2,419	1.1
6	ペルー	1,764	1,389	1.2
7	ベトナム	1,396	667	2.0
8	タイ	1,376	598	2.3
9	イギリス	1,093	979	1.1
10	インド	1,088	308	3.5
11	インドネシア	643	314	2.0
12	ドイツ	541	326	1.6
13	バングラデシュ	507	216	2.3
14	カナダ	471	315	1.5
15	オーストラリア	464	215	2.1
16	カンボジア	387	308	1.2
17	マレーシア	386	266	1.4
18	パキスタン	367	283	1.3
19	スリランカ	350	115	3.0
20	ロシア	339	73	4.6
	その他	4,871	3,022	1.6
	合計	70,025	47,242	1.4

(H18.6末) (H8.6末) (倍)

1 - (2) - ① 市内の外資系企業数の推移等



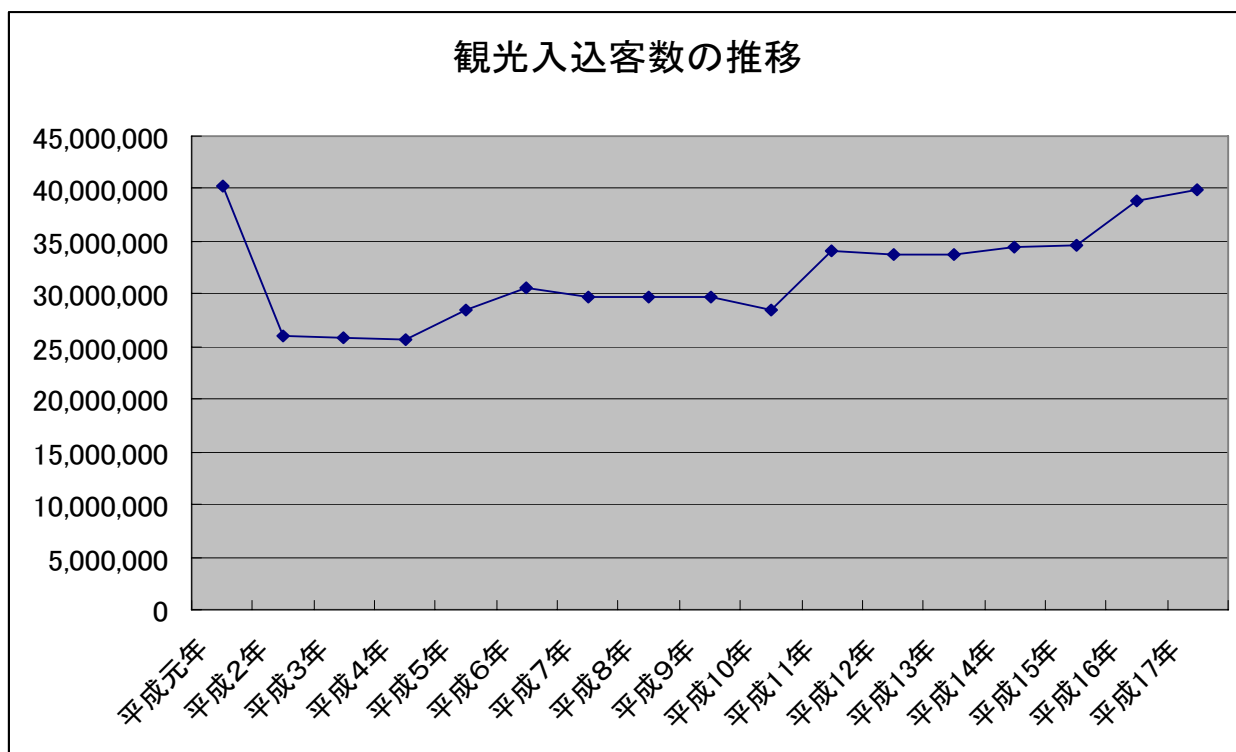
外資系企業集積拠点等

外資系企業集積拠点等	所在区	開設年
GCIT (ドイツ産業貿易センター)	緑区	1987年
BIC (英国産業センター)	保土ケ谷区	1997年
TVP (テクノロジー・ビレッジ・パートナーシップ)	神奈川区	1998年
CITC (カナダ産業貿易センター)	保土ケ谷区	2001年
FEMAC (外資系企業サポートセンター)	港北区	1993年

1 - (2) - ② 観光客数推移及びコンベンション開催状況

〔観光客数の推移〕

	観光入込客数	内 訳	
		日帰り客	宿泊客
平成 17 年	39,939,052	35,391,984	4,547,068
平成 16 年	38,907,354	34,535,373	4,371,981
平成 15 年	34,664,831	30,529,580	4,135,251
平成 14 年	34,536,281	30,412,232	4,124,049
平成 13 年	33,787,609	29,836,271	3,951,338
平成 12 年	33,824,968	30,095,282	3,729,686
平成 11 年	34,175,021	30,618,712	3,556,309
平成 10 年	28,504,473	25,192,784	3,311,689
平成 9 年	29,765,532	26,585,922	3,179,610
平成 8 年	29,724,620	26,624,712	3,099,908
平成 7 年	29,722,565	26,706,032	3,016,533
平成 6 年	30,581,939	27,523,425	3,058,514
平成 5 年	28,482,995	25,604,404	2,878,591
平成 4 年	25,721,099	22,981,840	2,739,259
平成 3 年	25,830,595	23,315,293	2,515,302
平成 2 年	26,019,680	23,906,510	2,113,170
平成元年	40,194,854	38,184,071	2,010,783



〔最近のコンベンション開催実績〕

開催年	月	会 議 名	参加者数
2005	4	第 8 回 W A F A 世界大会 (ワールドフラワーショー)	50,000
	5	第 6 回国際胃癌学会	1,500
	5	第 54 回高分子学会年次大会	6,000
	7	Imagine Cup 2005	2,000
	10	第 64 回日本脳神経外科学会総会	5,000
	10	2005 年国際ゴム技術会議	600
2004	2	第 19 回日本環境感染学会総会	3,000
	4	第 29 回 IRU 世界大会	2,000
	6	第 15 回世界水素エネルギー会議	1,200
	8	第 24 回国際航空科学会議横浜大会 (ICAS2004)	1,800
	10	第 20 回日本歯科医学会総会	20,000
	12	第 19 回国際消化器外科会議	1,750
2003	5	2003 燃料潤滑油国際会議	500
	5	日本麻酔科学会第 50 回学術集会	2,500
	6	第 5 回国際ゲノム会議	598
	6	2003IEEE 情報理論に関する国際シンポジウム (ISIT2003)	619
	10	第 8 回 IUMRS 先進材料国際会議	2,100
	10	第 76 回日本生化学会大会	6,200

1-(3)-① よこはま国際性豊かなまちづくり検討委員会名簿

平成15～16年度

氏名	国籍・地域	所属等
ナリン C. アドバニ	インド	ソリッド株式会社 代表取締役
金子 泰輔	日本	弁護士、財団法人横浜市国際交流協会 評議員
滝田 祥子	日本	横浜市立大学 国際文化学部国際関係学科 助教授
服部 信雄	日本	横浜市立いちょう小学校 校長
裴 安	朝鮮	朝鮮語通訳・翻訳・講師
松本 ファン アルベルト	アルゼンチン	合資会社アイデア・ネットワーク 代表取締役社長
牟田 エディット ゲルダ	ドイツ	福祉ヘルパー
藪崎 千鶴子	日本	横浜国際交流ラウンジ 運営委員会 会長
楊 筱蓉	中国	横浜市港北国際交流ラウンジ
吉村 恭二	日本	財団法人横浜市国際交流協会 理事長
李 宏道	台湾	(株)ローズホテルズ・インターナショナル代表取締役社長

(注)姓のアイウエオ順により記載。

平成17年度

氏名	国籍・地域	所属等
ナリン C. アドバニ	インド	ソリッド株式会社 代表取締役
今井 則子	日本	ジョンソン株式会社 オペレーションディレクター付 秘書
木村 がび	ドイツ	テュフラインランドジャパン(株) 教育&トレーニング経営・技術教育 課長
バーリット セービン	アメリカ	ジャパンインクコミュニケーションズ(株) 編集長 横浜インターナショナル・テニスクラブ 名誉編集長
宝田 良一	日本	横浜市立大学 理事長
並木 直美	日本	(株)並木設計 代表取締役
松本 ファン・アルベルト	アルゼンチン	(合)アイデア・ネットワーク 代表取締役社長
吉村 恭二	日本	(財)横浜市国際交流協会 理事長
李 宏道	台湾	(株)ローズホテルズ・インターナショナル代表取締役社長

(注)姓のアイウエオ順により記載

1 - (3) - ② よこはま国際性豊かなまちづくり検討委員会報告書について

1 16年度、17年度報告書に共通する特徴

1. 日本人と外国人がともに委員会に加わり検討した結果の報告です。
2. 現状や課題の抽出だけでなく、市民・企業・Y O K E等公益団体・行政が取り組むべき協働の方策について提案しています。
3. 課題への対応について、具体的かつ平易に提案しています。

2 16年度報告書で提案された項目

【外国人市民が生活するうえでの課題】

主な課題への対応

- (1) 外国人市民への広報（情報提供）
- (2) 外国人市民からの広聴（相談）
- (3) 福祉
- (4) 医療・保健
- (5) 住居
- (6) 就労
- (7) 外国語標記
- (8) 行政窓口サービス
- (9) 教育
- (10) 日本語（日本語教室）
- (11) 防災
- (12) 市民ボランティア・協働
- (13) 交流・相互理解
- (14) 意識
- (15) 自治会・町内会

3 17年度報告書で提案された項目

【横浜市が外国人からグローバルな視点で選ばれるための課題】

I 国際性豊かなまちづくりを担う人材の育成

- (1) 英語教育
- (2) 多言語教育
- (3) 国際感覚の醸成

II 外国人が滞在し、活動しやすい環境づくり

- (1) 多言語による情報提供
- (2) 外国人の子どもへの教育
- (3) 外国人学校（インターナショナルスクール等）
- (4) 外国人の生活利便性
- (5) ビジネス上の環境整備
- (6) 空港とのアクセス
- (7) 案内・サイン
- (8) 景観・自然
- (9) 外国人にも安心できる地域社会
- (10) 外国人の自立支援
- (11) 外国人と日本人との交流

III 外国人にとってのさらなる魅力づくり

- (1) 都市イメージ・知名度
- (2) 歴史
- (3) 文化
- (4) 観光・イベント
- (5) 外国人市民や観光客に親しまれる港づくり

4 課題への対応例

(1) 16年度報告書

市民・ 地域	<ul style="list-style-type: none">・防災・・・地域の防災訓練への外国人参加・交流・相互理解・・・地域行事案内の作成と声掛け
企業	<ul style="list-style-type: none">・外国人市民への情報提供・・・コンビニ等での多言語情報冊子の配布協力・医療・保健・・・病院に多言語マニュアルを常備
YOKE	<ul style="list-style-type: none">・外国人市民からの相談・・・多言語ホットラインの創設・福祉・・・民生委員・児童委員への外国人対応研修の実施・医療・保健・・・医療通訳にかかわる人材育成・住居・・・住まい方についての生活情報の周知
行政	<ul style="list-style-type: none">・福祉・・・多言語による福祉制度案内作成・行政窓口サービス・・・多言語窓口マニュアルや総合案内窓口設置

(2) 17年度報告書

市民・ 地域	<ul style="list-style-type: none">・外国人にも安心できる地域社会・・・外国人と町内会等との情報交換・外国人の自立支援・・・地域社会への参画
企業	<ul style="list-style-type: none">・文化・・・メセナ活動の実施・都市イメージ・知名度・・・海外での横浜の紹介
YOKE	<ul style="list-style-type: none">・案内・サイン・・・案内マップの作成・外国人と日本人との交流・・・地域での交流会の開催
行政	<ul style="list-style-type: none">・景観・自然・・・G30の周知徹底・歴史・・・歴史を活かしたまちづくり

4 - (1) - ア 国際交流ラウンジー覧

ラウンジ名	所在区	設置年
YOKE 情報・相談コーナー	西 区	1986
青葉国際交流ラウンジ	青葉区	1989
保土ヶ谷区国際交流コーナー	保土ヶ谷区	1991
港南国際交流ラウンジ	港南区	1997
港北国際交流ラウンジ	港北区	2000

横浜市コールセンターは外国語でも対応しています。

便利な暮らしの情報ガイド「横浜市コールセンター」では、YOKEとの協働により、**英語・中国語・スペイン語**での対応を、平成18年4月から試行的に行っています。

Hello!
你好!
Hola!



TEL 045-664-2525

12時30分～16時30分

月曜～金曜

[愛称]にこりん

(※日本語での対応は8時～21時 年中無休)

2009



横浜開港150周年



横浜市基本構想(長期ビジョン)

～「私らしさ」を活かせるまち～

<http://www.city.yokohama.jp/me/keiei/seisaku/vision/>

環境行動都市へ向け
ハマっ子が行動します!

リネ アンリウ
ヨコハマはG30